

【ピロリジジナルカロイド類分析用標準試薬の作製と分析法の検討】

本研究の達成目標として、「分析用標準試薬を供給できる体制を構築する」としているが、研究実施後、受託機関が供給責任を負うのか。

- ・ 本研究で得られた標準試薬については国に提供していただくこととなりますが、研究実施後、受託機関が供給責任を負うことはありません。
- ・ ただし、国の実態調査等で標準試薬を追加発注する必要性が生じた場合には、別途の契約により製造を依頼する可能性はあります。

標準試薬の純度測定の方法に制限はあるのか。

- ・ 本課題では、対象として決定した各ピロリジジナルカロイド分子種について、数10mg程度以上のまとまった量の標準品を作製していただきたいと考えています（数10mg程度の量を確保するのが困難な成分については、課題を進行する中で応相談）。
- ・ 作製頂いた標準品については、事業終了後、引き続き、農林水産省における実態調査において、定量分析の標準試薬として用いることを予定しています。そのため、純度についても信頼できる値が必要です。純度測定の方法等について公募書類の中で特段の指定はしていませんが、例えば、NMRによる絶対定量法（内部標準法）で求めた定量値と精密天秤での秤量値から計算する方法などが考えられます。その際も、1回の測定値から求めるのではなく、測定の不確かさを含めて計算することが求められます。
- ・ なお、作成するピロリジジナルカロイド試薬の種類は、研究を実施する中で決めることとなりますので、測定したNMRデータをもとに適切な内部標準を選択することが求められます。

研究終了後、本研究で得られた標準試薬の作成等の権利はどうなるのか。

- ・ 本研究で得られた特許権等の知的財産権が発生した場合は、原則、農林水産省に帰属することとなりますが、一定の事項を遵守することを条件に受託者に帰属させることができます。